

第 2 3 回太田市景観審議会会議録

開催日時	令和4年5月25日(水) 1:30
開催場所	太田市役所 1 2 階 会議室 1 2 B
出席委員	<ul style="list-style-type: none"> ・増山正明委員 ・若林宏宗委員 ・山田忠雄委員 ・間々田尚広委員 ・山本孝一委員 ・渡邊美樹委員 ・松浪康行委員 ・山田篤志委員 ・栗原善太郎委員 ・柳澤美樹委員 ・西村豊委員 ・相場眞江委員 ・丸橋康美委員
事務局	(都市計画課) 田村部長、田村副部長、富岡参事、久保係長、服部代理、町田主任、澁澤主事
事務局 (久保係長)	<p>皆さん、こんにちは。</p> <p>本日は、ご多忙のところ、第23回太田市景観審議会にご出席くださいまして、ありがとうございます。</p> <p>開会に先立ちまして、都市政策部 田村部長よりご挨拶申し上げます。よろしくお祈いします。</p>
事務局 (田村部長)	<p>皆さん、こんにちは。</p> <p>都市政策部長の田村でございます。</p> <p>本日は、大変にお忙しい中、景観審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>委員の皆様には、日頃より本市の景観行政の推進に多大なるご尽力をいただいていることを、厚く御礼申し上げます。</p> <p>本市では、近年、新たに市街化調整区域から市街化区域への編入が決定されるなど、都市計画について活発な動きが起こっておりまして、それに伴い、住宅や工場などの建設風景を市内各地で見かけるようになってきている現状であります。</p> <p>また、昨年、スポーツによる持続可能なまちづくりということで、プロバスケットボールチーム「群馬クレインサンダーズ」を本市に誘致をいたしました。本拠地となるアリーナの建設が来年度完成を迎えまして、バスケットボールを始めとするスポーツ文化が市民の生活風景にますます定着してくるものと感じております。</p> <p>このことは、本市の活力ある発展につながるものとして、大変喜ばしいものではありませんが、一方で従来の景観からの変化を伴うものであり、景観行政に対する市民の要求も大きくなってくるものと思われまます。</p> <p>このような状況の中、委員の皆様には、専門知識や経験に基づく貴重なご意見を頂戴いたしまして、非常に感謝をしているところであります。</p> <p>今回は、太田市景観賞の実施についての諮問と報告をさせていただきますので、ご意見、ご指摘等をいただければと思います。</p> <p>最後になりますが、報告事項にもあるとおり、委員の皆様が任期がこの9月末をもって満了されますので、今回の審議会が、現在予定しているところ、今期のメンバーで開催される最後の審議会でございます。</p> <p>コロナ禍の複雑な状況下で、大変ご面倒をおかけしたことも多々あったことと思っておりますけれども、その中で審議会の活動に取り組んでいただいたことに改めて感謝申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。</p> <p>本日は、よろしくお祈いします。</p>

事務局 (久保係長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>ここで、本年度の事務局体制につきまして、ご紹介いたします。</p> <p>都市政策部 都市建設担当 田村副部長です。</p> <p>都市計画課 富岡参事です。</p> <p>都市計画課 景観係 服部係長代理です。</p> <p>同じく景観係 町田主任です。</p> <p>同じく景観係 澁澤主事です。</p> <p>改めまして、私は、景観係 係長の久保です。よろしく願いいたします。</p>
事務局 (久保係長)	<p>(1 開会)</p> <p>ただ今より、第23回太田市景観審議会を開会いたします。</p> <p>なお、本日、鈴木委員と茂木委員につきましては、事前に欠席のご連絡がありました。</p> <p>本審議会につきましては、太田市景観条例施行規則第39条第2項に「委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。」と規定されております。本日は15名の委員のうち13名の方にご出席いただいておりますので、本会議は成立していることをご報告させていただきます。</p>
事務局 (久保係長)	<p>(2 会長挨拶)</p> <p>次にここで、太田市景観審議会の会長であります、増山会長よりご挨拶をいただきたいと思っております。</p> <p>増山会長、よろしく願いいたします。</p>
増山会長	<p>(挨拶)</p> <p>皆さん、こんにちは。</p> <p>大変に、本日お忙しい中をご都合をつけていただきましてありがとうございます。</p> <p>今回は第23回の太田市景観審議会となりますが、一言ご挨拶申し上げます。</p> <p>審議会の開催は、昨年10月20日だったでしょうか、10月以来となります。</p> <p>10月の時には景観賞の関係の結果報告と、それから太田駅前の重点地区指定に向けての審議が中心だったと思います。それ以来ということになりますけれども、その時には委員の皆様、大変貴重なご意見、いろいろご協力をいただきまして大変ありがとうございました。</p> <p>本日の審議会でございますけれども、審議事項が1つとそれから報告事項が3つほどあります。</p> <p>審議事項は、今年度の景観賞についてご審議いただきます。</p> <p>報告事項についてでございますけれども、この審議会の任期が、今ご挨拶でもございましたけれども、9月30日で任期満了になるということから、委員の改選について報告がございます。それと景観関連の事業の令和3年度の実績の報告、それから令和4年度の計画について報告がございます。</p> <p>委員の皆さまには、ぜひ積極的かつ建設的なご意見を存分に頂きながら、私の方でも議事のスムーズな運営に努めてまいりますので、どうぞご協力の程、お願いいたします。以上でご挨拶いたします。本日もよろしくどうぞお願いいたします。</p>
事務局 (久保係長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、議長についてですが、議長につきましては、太田市景観条例施行規則第39条第1項の規定に基づきまして、会長が議長になることを定めております。</p>

	<p>会長に議長をお願いしたいと思います。増山会長よろしくお願ひいたします。</p>
増山議長	<p>それでは、今日もしばらくの間、議長を務めさせていただきます。 本日の議事日程につきましては、お手元の日程の順序で会議を進行したいと思います。 よろしくお願ひいたします。</p>
増山議長	<p>(3 会期の決定) 日程第3、会期の決定についてお諮りいたします。 本会議の会期は、本日1日としたいと思いますがこれにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認め、本審議会の会期は本日1日と決定いたしました。</p> <p>(4 会議録署名委員の指名) 次に日程第4、会議録の署名委員2名を指名させていただきます。 議席番号 7番 西村 豊 委員 議席番号 12番 間々田 尚広 委員 をご指名申し上げます。よろしくお願ひいたします。</p>
増山議長	<p>(傍聴人の申し出の確認) 本日傍聴者は、いらっしゃらないですね。よろしいですね。</p>
増山議長	<p>(5 議 事) それでは、早速でございますけれども、日程の第5、議事に入りたいと思います。 まず、議案第1号 第12回太田市景観賞について、事務局から説明をいたします。</p>
事務局 (澁澤主事)	<p>それでは、議案第1号についてご説明いたします。 議案書の3ページと4ページが募集要項となっておりまして、細かな規定を定めておりますが、説明に関しては、2ページの日程表と、別紙1の応募用紙でご説明いたしますので、よろしくお願ひします。 議案書の2ページをご覧ください。 こちらは、事務日程の案を一覧表にしたものでございます。 昨年度から大きく変更になった点が1点、表彰式・講演会の日程についてです。 昨年度の第11回景観賞は、令和4年1月末に講演会を予定しておりましたが、感染症の影響により、残念ながら中止とさせていただきました。要因として、年末年始の長期休暇による感染者急増の影響が大きく、今年度は長期休暇前の実施が望ましい、と判断いたしました。そのため、表彰式・講演会の日程を例年より1か月ほど前倒ししまして、12月中旬頃に設定したものです。 この変更に伴い、応募期間に変更はございませんが、その後の、審査から講演会までのスケジュールに変更が生じておりますので、ご説明いたします。 まず、本日、5月25日に景観賞に関するご審議をいただいた後に、事業の実施決定を行います。その後、募集期間は、昨年同様、8月1日から9月30日の2か月間を設けております。 毎年課題となっている募集周知についてですが、昨年度初めての取り組みとして、「行政センターだより」への募集記事の掲載や、LINEアプリを利用した情報発信を行いました。</p>

	<p>また、事務局からのチラシ郵送による応募案内を強化しておりまして、昨年度事務局よりご案内をお送りした先からの応募が3件ございました。</p> <p>ひきつづき、今年度も様々な方面から応募件数増加に向けて取り組んでまいります。</p> <p>そして、9月末に募集を締め切った後は、審議委員改選後になりますが、10月上旬頃に表彰等評価部会を開催いたします。こちらで、審査方法などをご審議いただきます。</p> <p>実際の審査の日程に関しまして、昨年度は11月9日に現地審査を行いました。今年度は講演会日程の前倒しに伴い、10月後半頃を予定しています。審査の方法の詳細については、10月上旬の表彰等評価部会にてご審議いただければと思いますが、現地調査当日の流れとしては、審査方法を再確認したうえで、現場確認に臨んでいただき、評価点数の集計、意見調整を踏まえて、即日表彰案件を決定、と考えています。</p> <p>その後庁内手続きなどを経て、11月15日より、広報などでの結果の公表、及び講演会の申し込みを開始予定です。講演会の申し込み期間は、12月9日の金曜日までの、3週間超の期間を設ける予定です。</p> <p>そして、表彰式・講演会は12月中旬ごろ、現時点では12月17日の土曜日を予定しております。会場は未定、講師は、昨年に引き続き、第9回・10回受賞作品に係りのある、市内在住のクリエイティブディレクター、中村 政久さんをお願いしております。</p> <p>講演会の休日開催については、審議委員の皆さまからも好評の声が多く、また、昨年度の市民応募数も例年を大きく上回る数をいただいていたため、今年度も休日開催とさせていただきます。</p> <p>会場など詳細については、決定次第ご報告いたしますので、よろしくご願いたします。</p> <p>続きまして、別紙1の「応募（推薦）用紙」をご覧ください。</p> <p>今年度も、こちらの応募用紙を使用して募集を受け付けますが、その際、添付資料や案件に関する情報が不足している場合、事務局にて補足調査を行う予定です。</p> <p>案件資料は、昨年度同様、今年度も、現地審査前に、郵送にて審議委員の皆様に配布を予定しています。</p> <p>以上、第1号議案の説明になります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
増山議長	<p>どうもありがとうございました。</p> <p>ただ今、議案第1号について説明がございました。</p> <p>ただ今の説明に関しまして、ご意見、あるいはご質問などございましたらよろしく願いたします。</p>
松浪委員	<p>松浪と申します。事務局の方々、お疲れ様です。</p> <p>一つだけ伺わせてください。12月にされる講演の講師をされますクリエイティブディレクターさんと伺ったのですけれども、これは公務員の方ですか、民間の方ですか。</p> <p>もうひとつ、クリエイティブディレクターとは、景観に関することをされている方なのか、二つ教えてください。</p>
事務局 (久保係長)	<p>こちらの方は公務員ではなく、民間の会社にお勤めされて経営もされていたりしている方でして、クリエイティブディレクターという肩書きなんです。そのほかにも様々な肩書がございまして、いろいろ広告宣伝に多く携わって来られた方なんです。</p>

	<p>景観賞を受賞されたということですのでけれども、大賞は蕪川駅前の米屋をリノベーションされて、一般に開放というところまではいかないんですが、駅を利用する方が休憩されたり、そういう施設を作った方です。</p> <p>ですので、職業がクリエイティブディレクターとなっているんですが、肩書きが本当にいろいろありまして、ご本人に確認したところですね、クリエイティブディレクターでお願いしますということなので、クリエイティブディレクターとさせていただいたところなんです。</p>
松浪委員	ありがとうございます。
増山議長	主なる、主要な業務、仕事、内容をもう少し具体的にいうとどんなふうでしょう。
事務局 (久保係長)	どちらかという、広告業が主だった、というところですね。
松浪委員	<p>ありがとうございます。とてもよくわかりました。</p> <p>景観賞にすごくご協力くださっている方ということが、理解できました。素晴らしい人選だと思います。</p> <p>ありがとうございます。</p>
増山議長	一応、予定日についてはご了解いただいているということなんですよ。
事務局 (久保係長)	そうですね。
山田(篤)委員	<p>景観賞の応募数について、年々少なくなっているような状態で、これは少し前からそういうふうに言われているんですけども、今いただいた資料の中のお気に入りの景観発表会のアンケート集計、これを見てもですね、こちらの1ページの募集受け付け開始の中で市広報が1回、募集案内、ポスター、チラシとありますけれども、アンケートの集計を見ると市のホームページ、市からの案内、SNSというものはほとんど見ていない。</p> <p>広報と上毛新聞、紙媒体ですね要するに、そういうもので情報を仕入れているというのがアンケートの結果で出ているとすれば、例えばこの8月の受付開始の市広報を1回載せるだけでなく、2回載せるとかやっていく工夫も必要かと思えますけれども。</p>
増山議長	<p>いかがですか。</p> <p>そういうのは紙面の関係で難しいですか。</p>
事務局 (久保係長)	<p>私もこうだと断言できないんですけども、広報はたぶん1度だけしか載せられないと思います。</p> <p>やっぱり、載せたい記事というのがありますし、その中で制約がどうしても出てくるのかなあとということで、そのほかポスターであったりチラシ等を各施設に配布しまして、SNSがあまり得意でない、自分などもそうなんです、そういう方にも周知できるような形をいろいろ検討いたしまして、周知を図り応募数を増やしていけたらと考えているところです。</p>
増山議長	チラシの配布場所等で何かこんなことが非常に効果的じゃないとか、あるいはこういうところはそれほど有効ではないのかなとか、何回かやっていらっしゃって、感触とか印象とかはありますか。
事務局 (久保係長)	<p>そうですね、去年はスマートインターチェンジだったり商業施設、行政センター等に配布させていただいております。</p> <p>なるべく多くの方が来場される場所ということでチラシを配布させていただいているところなんです、さらにどこか適当な配布先</p>

	等を検討いたしまして、また周知に努めていければと思っております。
増山議長	そうですね。有効な配布場所とか、チラシの掲出場所等をよく確認していただきたいですけれども。
間々田委員	よろしいですか。 以前は、区長会を通して隣組の会議などで配付していたと思うんですけれども、今回もやってらっしゃいますか。
事務局 (久保係長)	そうですね。今ですね区長さんへの負担が非常に大きいという流れがありまして、なるべく個別の回覧物はやめてくださいというのが市の姿勢になっています。ですので、行政センター便りの中で景観賞をやっているということをご紹介させていただいて、地域の方々に周知を図ったという経緯があります。
間々田委員	私の周りなんかは、あれをもらって初めてこういうのがあるのか、じゃあってということが結構多いですね。直接個人に来ると、回覧とかでなく、やっぱり隣組の全戸配布という形が、一番広いところではPRになるんじゃないかっていうふうに。
事務局 (久保係長)	なかなか難しいところではあるかと思うんですが、確認して、もし可能でしたら、そういったことも検討できればと思います。
栗原委員	はい。やはり先ほどあったとおり、大変件数が伸び悩んでいるということと、どちらかという建築物に偏っているという傾向がありますよね。やっぱり、広く告知して皆さんに知っていただいた上であの結果ならこれも致し方ないと思うんですけれども。やはり回覧で回ってくると見ますよね。 ですから、区長の仕事を多くしようというのではないけれども、何のために区長さんがあるのかということ、やっぱり市の活動やそういうことを市民に知っていただくためだと思うんで、年1回くらい。 それからもう一つ聴いている人も少ないかもしれないけれどもエフエム太郎とかですね、応募いただける方法も考えていかないと、だんだんだんだんじり貧になるんじゃないかと思って。一つご検討願いたいと、そういうふうに思いますね。
丸橋委員	広報のことで、募集については1回ということだったんですけれども、最近、広報の中で例えば景観賞を受けたきれいな場所だとか、そういったところの記事もよく見ることがあって、その辺も継続してやっていただけると、単なる募集ということに限らず、全体的なものとして考えられるのかな、興味を持たれるのではないかと。 そこらへんいろいろ制約もあるのでしょうかけれども続けていただければ、というふうに思います。
増山議長	はい。今のご意見、幾つか非常に重要な部分を指摘されている部分はあると思うので、確かに全戸、頻度高く人の目につくような形で配付できるなりするのが一番いいんでしょうけれども、いろいろ制約もあるんでしょうから。どの程度までなら可能なのかということを検討いただくということでよろしく願いいたします。 ほかには、よろしいですか。
増山議長	それでは、その辺のことは検討していただくということで、他に意見のないようでございますのでお諮りいたします。 議案第1号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なしの声)

	<p>ありがとうございます。「異議なし」と認めます。よって、議案第1号については、原案のとおり決定されました。</p> <p>次に、報告第1号 太田市景観審議会委員の改選について、事務局より説明をいたします。</p>
事務局 (服部代理)	<p>『報告第1号 太田市景観審議会委員の改選について』ご説明いたします。</p> <p>本報告は、現在の太田市景観審議会委員の任期が令和4年9月30日で満了することから、その改選を行うことについて、その方法、スケジュール等についてご報告申し上げるものです。</p> <p>本審議会の委員の任期は、太田市景観条例第33条第5項により2年と定められておりますが、現委員の任期は令和2年、2020年10月1日付けで委嘱することによって開始しており、この9月末をもって満了いたします。</p> <p>なお、各種団体選出委員の鈴木委員におかれては、令和3年、2021年4月22日に太田市観光物産協会推薦委員の補欠として就任いただいたところですが、条例第33条第5項ただし書きで、「補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。」と定められておりますとおり、他の委員と同様に9月末をもって任期が満了するということになります。</p> <p>審議会の委員の定数は、条例第33条第3項に「審議会は、委員15人以内で組織する。」と定められておりまして、その内訳については、太田市景観条例施行規則第36条各号に、「学識経験のある者 4人以内、各種団体 6人以内、市民 5人以内」と定められております。</p> <p>今回の改選においても、前回までと同様に、学識経験者から4人、各種団体から6人、市民から5人の15人の委員への委嘱を予定しているところです。</p> <p>学識経験者につきましては、現任の委員の皆様にご相談させていただきたいと考えております。</p> <p>各種団体につきましては、前回同様に、太田市観光物産協会、群馬建築士会太田支部、新田環境みらいの会、太田商工会議所、協同組合太田造園協力会、群馬弁護士会の6団体に引き続き委員の推薦をお願いしたいと考えておりまして、来月、6月中旬に各団体宛てに推薦依頼をしたいと予定しているところです。</p> <p>市民については、今回も公募の実施を予定しておりまして、本審議会終了後、庁内各種会議へ公募の実施について報告して、7月1日より募集を開始する予定です。募集期間は7月いっぱい、応募方法は所定の応募用紙の持参、郵送、FAXでの送信のほか、インターネットでの受け付けも予定しています。</p> <p>周知方法につきましては広報おた、市ホームページに募集記事を掲載するほか、Twitterなどのツールを使った情報発信などによりまして、より多くの方々に公募についてお知らせできるよう努めてまいりたいと考えております。</p> <p>応募者の選考については、前回同様に、両部会の正副部会長を務められている増山会長、渡邊職務代理者、柳澤委員、若林委員の現任の4委員に引き続きお願いしたいと思いますが、その件につきましても追って相談をさせていただければと思います。</p> <p>議案書の11ページ以降に別紙2として、公募の選考基準と応募用紙の案を参考に掲載しましたので、お目通しいただければと思います。</p>

	<p>基本的に前回の公募と変更ございませんが、その間に成年年齢の引き下げ、20歳から18歳に引き下げがありましたので、年齢の要件だけ引き下げ、基本的には同様の形で募集したいと考えています。</p> <p>なお、学識経験者、各種団体、市民いずれにつきましても再任を妨げる規定は条例、規則にございませんので、現任の委員またはかつて委員を務めていただいた方の再推薦、または公募への応募はさしつかえません。</p> <p>以上、報告いたしますが、ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。</p>
増山議長	<p>はい。どうもありがとうございました。</p> <p>ただ今、報告第1号について説明がございました。これについて委員の皆さん、何かご質問、ご意見がありましたらお願いします。</p> <p>(意見なし)</p> <p>それでは、特にご意見もないようですので、お諮り致します。報告第1号について、承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>それでは、「異議なし」と認めます。よって、報告第1号については、承認されました。</p> <p>次に、報告第2号 令和3年度景観関連事業実施報告について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (久保係長)	<p>それでは、報告第2号「令和3年度 景観関連事業実施報告について」ご説明いたします。議案書の6ページをご覧ください。</p> <p>令和3年度の事業報告は「景観に関する取り組み」と「屋外広告物に関する取り組み」、それと「景観審議会の開催」と大きく3点ございます。</p> <p>まず、「景観に関する取り組み」についてご報告いたします。</p> <p>1番の景観法届出対象行為の受理についてですが、周囲の景観に影響を与える大規模な行為について、事前に行為内容の届出を受け、景観形成基準との適合を審査しており、令和3年度は114件の届け出がありました。</p> <p>届出対象となるのは、建築物が1,000㎡または高さ15mを超える物、工作物は高さ15mを超えるか、高さ2mかつ長さ50mを超える物、その他1,000㎡を超える開発行為などで、合計123件の景観法に定める届出を受理しております。</p> <p>行為の内訳は、建築物が37件、工作物は8件。この2つにつきましては、壁面や屋根の色彩が基準に適合するよう指導しております。開発行為が59件。土地区画形質の変更が19件で、行為の目的につきましては表に記載のあるとおりとなっております。なお、太田市が行った通知2件、市民体育館と市立太田高等学校をこちらに含んでおります。</p> <p>次に、2番の第12回お気に入りの景観発表会になります。「このとき、ここから、この景色」と題した市内お気に入りの景観写真について募集しましたところ、44名、117点の応募をいただきました。こちらにつきましてはニコモールと駅なか文化館で展示を行っております。</p>

なお、今年度、令和4年度につきましては、既に開催しておりますが、終了しておりますが、詳細につきましては報告3号で報告させていただきますと思います。

3の「ぐんま景観まちづくり展」です。こちらにつきましては、群馬県主催のイベントへの参加となりまして、例年パネル展を実施しておりますが、令和3年度につきましては感染症対策のためパネル展示を行わず8月19日からYouTubeによる動画配信を行いました。太田市からも景観賞受賞作品とお気に入りの景観発表会の作品をご紹介します。

次に4の「景観さんぽ」についてです。こちらは国土交通省関東地方整備局主催により関東甲信1都8県の自治体から募集を行っており、写真展示を行っているものです。各地の素晴らしい景観や、伝統的行事の1コマなどを紹介しており、太田市も参加をさせていただいています。こちらは7月から11月にかけて、5会場で開催をしました。

次に5番の第11回太田市景観賞の表彰になります。こちらにつきましては、昨年、審査の際には、大変お世話になりました。ありがとうございます。

表彰式と講演会を今年1月29日に予定しておりました。しかしながら、コロナウイルスの感染症の拡大によりまして、講演会を中止とし、表彰式につきましては3月16日に関係者のみの出席として開催いたしましたところですが、受賞者、応募数につきましては記載のとおりとなります。ご確認をお願いします。

次に6の景観形成重点地区の指定への取り組みです。昨年5月、書面開催になってしまったのですが、審議会を開催させていただきまして、委員の皆様から頂いたご意見等を反映した素案について、10月の審議会で協議いただきました。また、8月になりますが、事務局で前橋市で重点地区の指定がある地域がありますので、そちらについて視察を行ったところです。

続きまして、2の屋外広告物に関する取り組みになります。

1の令和3年度許可申請等件数及び手数料収入ですが、こちらにつきましては、平成23年1月から、県から権限が委譲となりまして、太田市で始めたものとなります。

昨年度の許可件数ですが、合計で851件、手数料収入が、9,760,560円となっております。

また、公共等が表示・掲出する広告物の届出が8件あり、ポスターや立看板等の短期の届出が45件ございました。

次に2番の屋外広告物の現地確認についてですが、平成26年度より月に1回、パトロールという形で実施しております。こちらにつきましては、新規申請のあった広告物の完了検査や違反広告物等の早期発見、指導等を行っております。

次に、3番の屋外広告物の是正指導になります。こちらは、すでに終了しているのですが、1000㎡以上の商業施設や工業団地内の工場、主要道路沿いの野立て看板等の違反調査を行いました。こちらの調査は令和元年度で一旦終了していますが、新たに先ほどのパトロール等で発見したものについて、随時指導を行っているところです。令和3年度末の是正率は94.4%となっています。

次に、4番の簡易除却になります。景観ボランティアの皆さんや活動団体のご協力いただきながら、違反広告物、貼り紙などですが、

	<p>こちらを除却した実績となります。記載のとおり令和3年度は1, 580枚の除却を行いました。</p> <p>また、一斉除却の強化期間として、屋外広告物適正化旬間、またニューイヤー駅伝に合わせて実施しており、発見・通報後速やかに除却を実施しているところです。</p> <p>なお、8ページの備考欄に大量掲示の記載があります。これは令和2年度にも貼られたんですが、令和3年度につきましても大量に貼られるという事態が発生しました。12月はかなりの数だということで、除却もかなり困難だったのですが、こちらについて除却を行って、警察の方にもその際は相談させていただいております。ただ、なかなかこれといった根本的な解決が見いだせないでいますが、引き続き警察とも連携しながら対応していきたいと考えております。</p> <p>次に5番の景観ボランティアの募集になります。3月末現在で登録者が284名。個人登録のほか、活動団体として青少推、また新田環境みらいの会の2団体にご協力いただいております。</p> <p>昨年は、ボランティアさんに先ほどの貼り紙等を214枚除却をさせていただいております。そのほか通報のご協力をいただきまして、こちらとしてもありがたく思っているところでございます。</p> <p>次にその他取り組みですが、更新手続きを行わない申請者への指導であったり、市内の風致地区における建築等の規制に係る許可申請業務を行っております。</p> <p>次が景観審議会の開催になります。昨年度は、審議会と表彰等評価部会をそれぞれ2回開催させていただいております。主な議題につきましては記載のとおりとなります。</p> <p>コロナ禍のため通常どおりの開催が出来ないこともございましたが、審議員の皆様にご協力いただきまして、無事に事業執行を行うことができました。大変ありがとうございました。</p> <p>以上、令和3年度の景観関連事業実施報告となります。よろしくお願いいたします。</p>
増山議長	<p>どうもありがとうございました。ただ今、報告第2号について説明をしていただきました。</p> <p>これについて、何か意見等がございましたら、ご質問含めてよろしくお願いいたします。</p>
渡邊委員	<p>別紙でお気に入りの景観発表会のアンケートということでご報告いただいているんですけども、回答数が20件ということでちょっと少ないかなと思うんですが、もう少し回答をいただく方法がないのかなと、ちょっと思いました。これは意見です。</p> <p>質問なんですけれども、今報告いただきました貼り紙の除去についてなんですが、1, 580枚ということで、非常な苦勞だったと思うんですけども、警察に届ける場合と、内容によって著しく子供が見たら困るとかというような雰囲気を与えるものであったりとか、あまりにも同じ会社で枚数が多いという場合に、何か先方に連絡して指導するみたいなことってというのは、何かそのような手立てというのはされているのか、どのような対応をされているのでしょうか。</p>
事務局 (久保係長)	<p>同じような貼り紙ですので、こういった類のものが張られていますと連絡しましたところ、警察も当然承知していただいて、その時、私の方からも、そちらに連絡して取り締まりはできないのですかという話はさせていただきました。</p> <p>警察の方も、なんて表現していいのかわからないですけども、あまり本腰という感じではなくてですね。電話したことがあるらしいの</p>

	<p>です、警察の方も。そうするとやっぱり、「〇〇警察です」と、相手が出た際に「警察だけれども」と名乗ると、今度は同じ番号からかけると相手が出なくなってしまう。</p> <p>そうはいつでも、本気でやれば相手を突き止めることもできて取り締まりも可能だと思うのですが、なかなかそこまではというのが感覚的にありまして、その際も一応警察の方も同じような貼り紙が掲示されないようにパトロールを強化していきますよという、お話は頂いたところです。</p> <p>また今後貼られるようなことがあればいつでもご相談くださいということですので、また貼られた際には相談させていただいて、何か警察の捜査といいますか、そういったところで貼られないような手立てを講じていただけるようお願いをしていこうかと思っていますところ。</p>
渡邊委員	<p>難しいですね。</p> <p>例えばボランティアの方がはがされているときに嫌がらせを受けたりとか、そういう心配をしてしまうんですけれども。</p> <p>何か手立てはないのかな。</p>
増山議長	<p>継続的な話になってしまうのかもしれないけれども。</p> <p>ごみもそうですよね。きれいなところに捨てる人はいないのだけれども、ちょっと汚れてくると捨てちゃう。心理的な部分も含めてなかなか難しいですね。</p> <p>他にはありますか。</p>
西村委員	<p>貼り紙ではないが、不動産広告が結構目立つんですよ。三角柱の。</p> <p>そのへんは除却できないんで、報告だけになっちゃうんですけれどもそれでもいいですか。</p>
事務局 (久保係長)	<p>もし見かけましたら事務局にご連絡いただきまして、あれも連絡先が書いてありますし、そちらについては不動産業者ということですので、事務局から連絡しても差し支えはないのかなと。</p>
西村委員	<p>それでは一度報告という形でよろしいですか。</p>
事務局 (久保係長)	<p>はい。ご連絡いただければ。</p>
山本委員	<p>基本的なことで申し訳ないんですけれども、貼り紙を貼るといのは法的にどうなのでしょう。</p> <p>勝手に貼っちゃっていいものかどうか。どこに貼るかによるんでしょうけれども、個人の所有物だったら器物破損とかそういうのが出てくるかもしれないし、公共物に貼るんだったらまた公的のところがあったり。</p> <p>本当にお恥ずかしい質問なんですけれどもね。そのへんを知りたいなど。</p>
事務局 (久保係長)	<p>屋外広告物という、貼り紙もそういうくくりになるのですが、看板だったり貼り紙であったり、人に知らしめるために表示するものですが、それを貼っていい場所と、貼って悪い場所、禁止物件と言われるものなんです、禁止物件は例えば何かといえば、歩道橋だったり、よく貼られる電柱だったり、ああいった類のものには広告物を貼ってはいけないということが条例に定められています。</p> <p>ですので、貼ることも当然だめですし、無断で貼ることは当然だめですし、電柱に貼るっていうのは当然違反という形になります。ですので、条例違反という形です。</p>
山本委員	<p>当然、市の条例違反という形で、それに対する罰則っていうのはあるんでしょうか。</p>

事務局 (久保係長)	罰則はございます。罰金であったりという罰則規定は設けられていますが、そこまではなかなか、こちらも手立てを講じるというふうには今のところ考えていませんで、警察と相談しながら貼られないような対応をするというのを考えています
山本委員	幼い質問なのですが、なぜ罰則があるのにそれを適用しようとしないのででしょうか。
事務局 (久保係長)	相手が特定できるかどうかというところがまずあるかと思います。貼った人がどういう組織であったり、それが判明するかどうか。 判明するには、当然警察のお手伝いも必要になってきますし。そういうところかなと思います。
山本委員	市として、仮に適用したいと思うのなら、警察に被害届を出すとか、手続きをすれば罰則を適用することができるのかなと。 というのは、実際に罰則が目的でなくて、相手に対して貼らせるのを抑制するための手段としてそういう方法もあるんじゃないのかなと。 もし条例に罰則があるのなら、そういう手続きをして貼らせないようにする方法もあるのかなと思うんですけども。
事務局 (久保係長)	そうですね。おそらく貼っている人たちというのは、何ていうのですかね、正規のなりわいではない方たちだと思うんですよ。
山本委員	ですよ。個人でボランティアの方が個々にそこまでやっちゃうよと、そこまで考える方もいらっしゃると思うんですけども、個々でやると危ないですよ。 それは市役所っていう団体がやっていくのが適切かなという気がしたんです。 ありがとうございました。
増山議長	そういう違反した人たちってというのは、条例違反をしたっていう、そういう自覚はあるんですかね。
事務局 (久保係長)	それは、ないと思います。 条例違反というか、いけないことっていうのはたぶんわかっていると思うんですよ。ですの貼られるのは夜間ですし、当然人目がない時間帯に掲示をしているというふうには思います。
増山議長	もう一つ、今いくつか出ている心配で、ボランティアの方、一般の方がトラブルになったことはないんですか。
事務局 (久保係長)	今のところ聞いたことはないんですが、ボランティアさんも現実的にはお一人で活動されている方もいらっしゃるのですが、事務局の方からは、そういう心配も皆様おっしゃるとおりありますので、お二人でなるべく活動してくださいというお願いはさせていただいているところです。
増山議長	特にそういうトラブルは、今のところは。
事務局 (久保係長)	そうですね、今のところは。 例えば貼った人が見かけてトラブルになっちゃうとか先ほどお話もあったかと思うんですけども、そういったことは今のところないです。
丸橋委員	非常に難しい問題だと思うんですけども、ほかの町、都市でも同じような悩みを抱えているのだと思うんですけども、そういったところと情報交換だとかそういうことはされていますか。
事務局 (久保係長)	そうですね、12月の時は、高崎市にも同じような貼り紙があったよと職員から聞いたものですから、高崎市さんどうですかと確認はさせていただきました。

	<p>やはり高崎市さんも、太田市と同じように警察に相談をしたと。貼り紙の除却については職員がメインで除却をしたと、同じような対応ですね。</p> <p>やはり警察に相談をしたけれどもなかなか対応が難しいというのは、そういう話は伺っています。</p>
西村委員	<p>さっきの話なんですけれども、私も一応やっているんですよ。</p> <p>市から腕章をいただいているんですよ。それとあと身分証明書。何かあったときに身に着ければいいということで。</p> <p>腕章っていうのは結構効くんですよ。特に今のところそういうトラブルはないですね。</p>
増山議長	<p>ほかにございますでしょうか。</p> <p>一つ、私聞き逃しちゃったかもしれないんですけど、1番の届出のところなんですけど、先ほど外壁の色を指導したとおっしゃいましたか。</p>
事務局 (久保係長)	<p>屋根とか外壁の色彩について重点的に見て建築物の確認を行っていますと話をしたかと思います。</p>
増山議長	<p>そうですか。そこが届出の時に問題があったのでいろいろ協議をしたとか、そういうことではないんですか。</p>
事務局 (久保係長)	<p>そうではなくて基準に適合しているかどうかを確認させていただいているということです。</p>
増山議長	<p>そういうことですね。</p>
増山議長	<p>他にはいかがでしょうか。大丈夫ですか。</p> <p>それでは、ちょっと懸念する材料も含めていろいろ伺わせていただいたと思うんですけれども、報告第2号令和3年度景観関連事業実施報告について、ここでお諮りいたします。</p> <p>報告第2号について、承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>「異議なし」と認めます。よって、報告第2号については、承認されました。</p> <p>次に、報告第3号 令和4年度景観関連事業計画について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (久保係長)	<p>議案書の9ページをご覧ください。</p> <p>報告第3号「令和4年度景観関連事業計画について」ご説明いたします。</p> <p>1の景観法届出対象行為の届出受理・事前審査につきましては、引き続き届出に係る相談や指導等を行ってまいります。</p> <p>こちらにつきましては、農地転用や開発許可申請の事前照合時や建築確認の案件の確認などで、届出対象となる大規模な行為を確認しまして、早期の周知・指導を行っていきたいというふうに考えております。</p> <p>次に、2の第12回景観賞・景観講演会は、先ほど議案1号で説明したとおりですので省略します。</p> <p>3番の第13回お気に入りの景観発表会につきましては、先ほどお話したとおり、既に展示等は終了しておりますが、ゴールデンウィーク期間中は道の駅おおた、また5月22日まではイオンモールで開催しました。34名の方から88点の応募がありまして、こちらの作品を展示しております。</p>

投稿フォームについての記載がございますが、第10回からパソコンやスマホからの投稿フォームによる応募を導入しております。初回は応募がありませんでしたが、今回は13名の方に応募をいただきました。回を重ねるごとに応募者数も増加してきておりますので、引き続き手軽に応募いただけるよう取り組んでまいります。

また、先ほどからお話が出ていますが、展示期間中にアンケート調査を実施しております。皆さんお目を通していただいていると思いますが、お手元の資料のとおりとなります。

次に、4番の景観形成重点地区指定へ向けた取り組みについてです。引き続き太田駅周辺の指定案・制度設計の検討を行ってまいります。

また、今年度につきましては、重点候補地のまち歩きを予定したいと考えております。実際に現地の状況等の把握を行い、新たな発見や課題についてご意見をいただければと考えているところです。

実際にまち歩きを行う場所なのですが、現在ご検討いただいている太田駅周辺と、もう一つどこかいいところ、今回アンケートを行いましたのでアンケート結果でどういうところをとかあればそちらをと考えたところなのですが、ほとんど横並びというような状況ですので、そちらについては検討させていただいて、またご案内させていただければと思います。

また時期とか詳細な場所につきましては、改めてご案内いたしますので、その際はよろしくお願いたします。

5番の屋外広告物許可申請等・是正指導についてですが、更新許可件数、今年度398件を予定しております。

次に完了検査の継続実施と定期的な現地確認・パトロールにつきましては、許可申請事務に係る現地調査を実施いたします。また、基準不適格の広告物、未申請の広告物に対し是正指導を行ってまいります。

違反簡易広告物除却に関しましては、引き続きボランティアさんのご協力をいただきながら、早期除却、また警察への相談を行いまして実施していきたいと、そういうふうと考えております。

その他、景観ボランティアの募集を随時行いまして、ボランティアさん同士の連携を図る意味から、今年度は研修会を実施できたらいいなど、コロナの方も今だいぶ落ち着いているので、適切な時期を見計らって実施を考えております。

屋外広告物適性化旬間などの集中活動ということで、引き続きパトロールを実施しますということと、ぐんま景観・まちづくり展、景観さんぽへの参加ということですが、こちらについては国や県の主催の景観関連事業になります。こちらにつきましても積極的に参加していければと思います。

風致地区内の建築等の規制に関してです。こちら去年は風致地区の届出、許可申請というのは1件もありませんでしたが、相談等を受けながら適切な指導を行っていききたいというふう考えています。

せっかくですので、アンケート結果が手元にあります。先ほど渡邊先生から20件はちょっと寂しいなというお話がありました。事務局の方としても道の駅とイオンということで、集客能力のある施設という中で、もうちょっと集まるとよかったかなと考えていますが、これが実際の数字ですので、この中で集計したものをこちらの資料として用意させていただいております。

	<p>山田委員さんからもお話のあったように、この展示会をどこで知ったかところ、偶然通りかかってという方が一番多くて、SNSで知ったという方が1人もいなかったというのが現実的な話です。</p> <p>あと、太田市の景観は良いと思いますかとことで、20人中悪いと答えた方が1人だけと、いうことです。</p> <p>アンケートの数が少ないので、何とも言えないところですが、良いの理由としては自然に関するものが多く記載があったかなというところですね。</p> <p>次に、アンケートに答えてくれた方が思う良い景観、悪い景観、具体的な場所はどちらですかということで、こちらについても自然に関する記述が多かったかなということです。</p> <p>それと悪いところというのが環境面のことであったり、やはり南口に関するものの記載があったなあとというのが感想です。</p> <p>裏面に行きまして重点地区候補地のうち特に重点的に取り組むべき景観の場所はどこでしょうという問いに関しましては、太田駅が一番多くてですね、ほかはほぼ横並びという結果でした。</p> <p>最後に回答者の属性が記載されています。</p> <p>以上、令和4年度の景観関連事業計画についてのご報告になります。よろしくお祈りします。</p>
増山議長	<p>どうもありがとうございました。</p> <p>ただ今、報告第3号について説明がございました。</p> <p>これについて、いかがでしょうか。</p> <p>先ほどアンケートの結果で、ご質問ではなく意見だったですが、それに関連しても説明もありました。</p> <p>これも含めて、何かございましたらおねがいします。</p>
柳澤委員	<p>お気に入りの景観発表会に関しては、特に年齢制限はないわけですよ、応募に関しては。</p> <p>この回答者の年代を見たら10代以下が6人もいますよね。だからたぶんたまたまお母さんとかと一緒に買い物に行って、やってたから一緒にアンケートに答えようかという感じだと思うんですけど、これって景観発表会みたいのをやってるよっていうのを例えば小学校とかにも告知するとか、写真だけでなく絵でもいいよとか、小さいときからそういう景観になじんでもらう意味でも、小学生とか中学生、高校生とか学校にそういったことを告知することはいかがかなと思うんですが。</p>
事務局 (久保係長)	<p>本当に貴重なご意見をいただいたということで、検討してみたいと思います。ありがとうございます。</p>
増山議長	<p>そうですね。いいですね。</p>
柳澤委員	<p>子供ももしかしたら興味をもって、例えば写真じゃなくて絵が得意な子は実際に絵を描いて自分のお気に入りの景観を描いてくれるのかなと思ひまして。</p>
増山議長	<p>家に帰ってそんな話題が出ればしめたものですよ。</p>
柳澤委員	<p>そうですね。はい。</p>
渡邊委員	<p>今のご意見にも関係するんですけども、アンケートのことで、こういうところで見ている人は多いと思うんですけども、アンケート用紙に記入して出すのが面倒くさいという人が多いと思うんですよ。</p> <p>それで、例えばシールとか最初の1と2の質問だけでも、シールとかで貼って行って、何で見たかというのをシールで貼ったりとか、いいと思うか悪いと思うっていうのをシールで貼ったりとか、そうやってビジュアルにしていくと子供とかが通りかかったときにシール貼</p>

	<p>りたいと言って貼ったりとかしてどんどん意見が集まってくると思うので、何かアンケートの方法を考えたらもっと意見が集まるんじゃないかなと思います。</p>
増山議長	<p>例えばボード状のものを作ってみてもいいよね。</p>
渡邊委員	<p>そうですね。それでシールを貼っていくとか。 ちょっと大変かもしれないけれども、例えば、太田の地図があって、いいと思うところに黄色で貼ってくださいとか黄色い印をつけてくださいとか、そうするとどんどん広がっていくのかなとか。</p>
事務局 (久保係長)	<p>参考にさせていただきたいと思います。ありがとうございます。</p>
山田(忠)委員	<p>いずれにしても、回答者20件だけでこれだけの表を作るっていうのはもったいないよね。 もうちょっと頻度を上げて、今言ったようなこともいいと思いますから、もうちょっと広げるっていう状態がね、いいんじゃないですかね。</p>
山田(篤)委員	<p>今、渡邊先生がおっしゃったような、何かを貼るっていうのは、これについては非常にいいのかなと。 このアンケートについても大体が大人の人にとったアンケートでしょうから、親子連れで大人の人も含めて、お子さんも含めてちょっと貼ってもらっていうのは、非常にいいかなっていう感じがしますよね。 やはり、なんとなく楽しさというか、遊びごとではないんですけど、いくらか遊び心も含めてということ。 やはりなんとんでも、景観をこれから維持していく、もしくはさらに良くしていくということになると子供の力、教育も含めてですね、やっていくべきことだと、常々いろいろなところで発言はさせてもらっていますけれども、今言うように、渡邊先生が言うような、ぼんどこっていうふうに貼るっていうのは、どこかのテレビ番組でもそういうことをやっていたと思うんですけども、非常にいいこと、親も子供さんも含めてやってもらえるんじゃないかと思います。</p>
丸橋委員	<p>展示ですね、これからすると2回、2箇所だということだと思うんですけども、これをもう少し増やすというのは、費用とかいろいろ制約があるのでしょうか。</p>
事務局 (久保係長)	<p>いえ、特には。 過去には3箇所であったり4箇所であったりやっていたこともありました。 事務局の方としてもなるべく多くの人が集まる場所をということで考えまして、商業施設に今回は展示をさせていただいたところなのですが、これは期間が定まったものでは決してありませんので、展示は可能なんですけど、なかなかただやるとその事業に対して締まりがないというか、期間をある程度決めた中で展示していく方が、こういったイベントなんかではいいのかなというふうには考えています。</p>
丸橋委員	<p>もうちょっと回数が多くてもいいのかなと。 例えば市役所の中に展示するとかそういうのも一つ手かなと。</p>
増山議長	<p>他にはいかがでしょうか。 いくつかの提案があり、参考になると思いますので、ぜひ検討材料に入れていただいて工夫してやっていただければと思います。</p>
増山議長	<p>それでは報告第3号について、他に意見もございませんようですので、お諮りいたします。</p>

	<p>報告第3号について、承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>「異議なし」と認めます。よって、報告第3号については、承認されました。</p> <p>以上をもちまして、審議は全て終了し議長の職を終わらせていただきます。</p> <p>大変ご協力ありがとうございました。</p>
事務局 (久保係長)	<p>増山議長におかれましては、円滑に議事を運営していただき、ありがとうございました。</p> <p>また、委員の皆様にも、熱心な議論をいただきまして大変ありがとうございました。</p> <p>(6 その他)</p> <p>日程「第6 その他」になりますが、委員の皆さんからご意見等がございましたらお願いいたします。</p>
相場委員	<p>私も何年前前に景観賞をいただきまして、我が家の庭をずっと開放しています。</p> <p>景観のいいお庭は、できれば開放して、私がしているからというのではなけれども、優秀賞とか取ったお庭は見せてほしいと思うんですけどいかがでしょうか。</p> <p>その時は受賞しても、見せないお庭もあるって言ったらなんですけれども、うちは老人会が車いすで来たり毎日にぎやかなんです。今バラもちょうど満開ですしライブもやったりいろいろお庭を使っています。</p> <p>できるところがあれば、優秀賞を取ったお庭は開放できればしていただきたいかなという意見です。</p>
事務局 (久保係長)	<p>地権者さんの意向を確認しながらですね。</p>
相場委員	<p>よそのお庭も見てみたい、審査の時だけじゃなくてという意見です。</p> <p>以上です。</p>
事務局 (久保係長)	<p>他に何かございますか。</p> <p>(7 閉 会)</p> <p>ないようですので、以上を持ちまして、第23回太田市景観審議会の全日程を終了させていただきます。</p> <p>本日は、どうもありがとうございました。</p>